

# 看取り介護の指針

令和6年4月1日

(改訂版)

社会福祉法人本永福社会

特別養護老人ホーム御園寮

みその寮ショートステイサービス

## 看取り介護の指針

### 1. 看取りに関する考え方

看取り介護は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご利用者において、最期を過ごす場所及び治療等についてのご利用者やご家族の意向を最大限に尊重して行います。

ご利用者及びご家族が当事業所での看取り介護を希望される場合には、ご利用者やご家族に対し、最期までよりよい支援を継続することを基本とします。また、看取り介護中にやむを得ず病院等に搬送することになったご利用者においても、搬送先の病院等への引き継ぎ、継続的なご利用者やご家族への支援を行います。

- ① 「看取り介護の指針」を整備し、その指針に基づき、ご利用者やそのご家族に質の高いサービスを提供します。
- ② 適切な情報共有により多職種連携を図り、ご利用者やそのご家族の理解が得られるよう説明資料を提供し、継続的でわかりやすく十分な説明に努めます。
- ③ 看取り介護の体制を構築し、その体制を適宜見直します。

### 2. ご利用者やご家族の意思尊重

#### (1) ご利用者やご家族への情報提供

質の高い看取り介護を実施するために、多職種連携によって、ご利用者やご家族に十分な説明を行い、理解を得るよう努めます。

具体的には、看取り介護を実施するにあたり、終末期にたどる経過、当事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、ご利用者やご家族の理解が得られるよう継続的な説明に努めます。

#### (2) ご利用者やご家族の意思確認の方法

説明の際には、ご利用者やご家族が理解しやすいよう努め、「看取りの意向確認書」、「看取り介護同意書」、「看取り介護計画書」、「看取り期における医療対応の原則」その他の説明支援ツールを用いることにより、ご利用者やご家族の意思を最大限尊重して対応します。

3. 利用開始から終末期までにたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方

● 利用開始

- ・ 看取り介護の指針の説明、施設で対応できる範囲と内容への理解促進
- ・ 終末期医療についての情報提供
- ・ 施設での生活に対するご利用者やご家族の希望・要望の把握
- ・ 日頃の関わりを通じた、終末期の迎え方の意向確認

【提供する書類】

- ①看取り介護の指針②看取り期における医療対応の原則③看取り介護に関する意向確認書

● 安定期

- ・ ご利用者やご家族の意向を踏まえたうえでの中・長期的な目標設定とケアプランへの反映

【提供する書類】

- ①ケアプラン ②看取り介護に関する意向確認書※必要時

● 不安定期・低下期(衰弱傾向の出現・進行)

- ・ 今後の経過といずれ予想される状態についての説明及び情報提供

【提供する書類】

- ①ケアプラン ②看取り介護に関する意向確認書※必要時

● 看取り期(医師が回復不能と判断)

- ・ 医師の診断と、想定される経過や状態について具体的な説明
- ・ 提供する環境やケアについての説明と、看取り介護への同意確認
- ・ 日々の様子の報告と、ご利用者やご家族の受け止め方や気持ちの揺れなどへの対応
- ・ 看取り介護計画の作成と計画に沿ったケアの実施

【提供する書類】

- ①看取り介護計画②看取り期における医療対応の原則③看取り介護の同意書

● 看取り・看取り後

- ・ ご家族への対応
- ・ 死亡診断・死後処置等
- ・ 事業所からのお見送り

#### 4. 看取り介護の体制

##### (1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 当事業所における看取り介護指針を明確にし、ご利用者やご家族に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行います。
- ② 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したときが、看取り介護の開始となります。
- ③ 看取り介護実施にあたり、ご利用者やご家族に対し、医師から十分な説明を行い、ご利用者やご家族の同意を得ます（インフォームドコンセント）。
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる者が共同して看取り介護計画を作成し、ご利用者やご家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。なお、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。

##### (2) 医療提供体制

- ① 看取り介護の実施にあたり配置医師、協力病院、主治医等との情報共有により看取り介護の協力体制を構築します。
- ② 看護職員は医師との連携により、ご利用者の状態把握に努め、疼痛緩和等安らかな状態が保てるよう援助します。また、日々の状況等について随時、ご利用者やご家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応します。
- ③ 医師の診断を受け、多職種によるカンファレンスを開き、看取り介護計画を作成します。
- ④ 施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて説明し、「看取り介護計画書」に基づき、ご利用者やご家族の意思を尊重して提供します。

##### (3) 施設整備

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎えるため、かつ、ご家族の面会、付き添い等の協力体制を支援するために、居室・宿泊室の環境整備に努めます。

##### (4) 看取り介護の実施とその内容

- ① 記録等の整備
  - イ) 看取り介護に関する意向確認書
  - ロ) 看取り介護同意書
  - ハ) 看取り期における医療対応の原則
- ② 医師の指示
- ③ 看取り介護計画書

- へ) 経過観察記録
- ト) カンファレンス記録
- チ) 臨終時の記録
- リ) 看取り介護終了後のカンファレンス記録

## ② 職種ごとの役割

### 【管理者】

- イ) 看取り介護の総括管理
- ロ) 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

### 【配置医師】 ※短期入所の場合は主治医

- イ) 看取り期の診断
- ロ) ご利用者やご家族への説明と同意（インフォームドコンセント）
- ハ) 健康管理
- ニ) 緊急時の対応と指示
- ホ) 外部医療機関への連絡・調整
- ヘ) カンファレンスへの参加
- ト) 死亡確認
- チ) 死亡診断書等関係記録の記載

### 【看護職員】

- イ) 配置医師または協力病院・主治医との連携
- ロ) 多職種協働のチームケアの推進
- ハ) 介護職員等からの相談対応
- ニ) 健康管理（状態観察と必要な処置、記録）
- ホ) 疼痛緩和等、安楽の援助
- ヘ) 緊急時の対応
- ト) 随時の家族への説明と不安への対応
- チ) カンファレンスへの参加
- リ) 死後処置

### 【介護支援専門員】・【生活相談員】

- イ) 継続的な家族支援（連絡・説明・相談・調整 等）
- ロ) 多職種共同のチームケアの推進
- ハ) カンファレンスへの参加
- ニ) 死後のご家族等との連絡・調整

### 【介護職員】

- イ) 食事、排泄介助、清潔保持の提供
- ロ) 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫

- ハ) 利用者とのコミュニケーション
- ニ) 状態観察・経過記録
- ホ) カンファレンスへの参加

【管理栄養士】

- イ) ご利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ロ) 食事、水分摂取量等の把握
- ハ) カンファレンスへの参加

③ 看取り介護の実施内容

- イ) 栄養と水分の補給

多職種で協力し、ご利用者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量、体重等の確認を行うとともに、ご利用者の身体状況に応じた食事の提供や好みの食事等の提供に努めます。

- ロ) 清潔の保持

ご利用者の身体状況に応じ、可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努めます。その他、安楽提供のため、ご入居者やご家族の希望に沿うように努めます。

- ハ) 苦痛の緩和

(身体面)

ご利用者の身体状況に応じた安楽な体位の工夫等の援助及び医師の指示による疼痛緩和等の処置を適切に行います。

(精神面)

ご利用者やご家族が職員や他の利用者の思いやりや気配りが感じられるよう、頻回な訪室や声かけや会話の機会の確保等のコミュニケーション、行き届いたケアを提供します。

- ニ) ご家族の支援

身体状況の変化や介護内容については、必要に応じて医師等から説明を行い、ご家族の意向に沿った適切な対応を行います。継続的にご家族ともコミュニケーションをとり、不安を傾聴する等精神的援助を行います。

- ホ) 死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼルケア(死後処置)を行います。お別れやお見送りはご家族と可能な限り多くの看取り介護に携わった職員で行い、親しくしていた入居者等が立ち会うことも考慮します。死後の援助として、必要に応じてご家族の支援(葬儀の連絡・調整、預り金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等)を行います。

(5) 看取り介護に関する職員教育

当事業所で看取り看護を行うにあたりスタッフの理解を深め、知識と技術の向上のため、職員に対する研修を実施するほか、日常的に関連する情報の提供に努めます。

令和6年4月1日

社会福祉法人本永福祉会

## 看取り介護に関する意向確認書

当事業所での看取り介護を希望される方に対し、「看取り介護の指針」に沿って、当事業所ででき得る限りの対応をさせていただく体制をとっています。

つきましては、以下の質問項目により、看取り介護に関するお考えをお伺いします。

この書面でお答えいただいた内容については、何度でも変更することが可能ですので、現時点でのお考えを可能な範囲でご回答くださいますようお願いいたします。

### (1) 終末期を迎えたい場所について

- 当事業所で最期を迎えたい
- 医療機関(病院等)で最期を変えたい
- 自宅で最期を迎えたい
- その他の場所( )
- 今はわからない

### (2) 終末期の医療行為について

- 積極的に治療を受けたい
- 必要最低限の医療行為が良い
- 今はわからない

### (3) 看取りの際の急変時(心肺停止・呼吸停止等)の対応について

- 蘇生を希望する(救急車を呼ぶ)
- 蘇生は希望しない
- 今はわからない

### (4) その他(ご希望・ご要望があれば。お聞かせください。)

令和 年 月 日

利用者のお名前

お答えいただいた方のお名前

続柄

## 看取り介護についての同意書

私は、の看取り介護について、医師の診断と看取り介護の指針に基づく対応について説明を受け、私どもの意向に沿ったものであり、下記の内容を確認し同意します。

### 記

- ① 年 月 日をもって、医療機関での積極的治療等、ご本人に苦痛を伴う処置及び延命治療は希望しません。また、危篤状態に陥った場合でも病院への搬送は希望しておらず、できる限り貴事業所にて最期を看取することを希望します。
- ② ご本人の意思及び人格を尊重し、精神的、身体的援助を行います
- ③ 医師への相談及び指示を仰ぎながら、可能な限り苦痛を和らげる方法で、看取り介護を行います。
- ④ ご家族の希望にできる限り沿った対応を心がけます
- ⑤ ①～③について、ご利用者・ご家族の意向に変更がある場合は、速やかに医師及び事業所に申し出ます。

以上

令和 年 月 日

(署名)

利用者の氏名

ご家族等氏名

(続柄)

---

#### ● 対象サービス

特別養護老人ホーム御園寮 ・ みその寮ショートステイサービス

● 説明した医師 所属  
氏名

● 説明した職員 職名  
氏名

## 看取り期の医療対応の原則

- 看取り介護における医療対応の原則は以下のとおりです。

介護老人福祉施設及び短期入所生活介護は介護保険法に位置付けられた介護サービスであることから、事業所内での看取り介護を希望される場合にも、医療的な制約があることをご理解ください。

- (1) 当事業所での看取り介護を希望される場合、原則として、特養入所者の場合は当施設の配置医師、短期入所利用者についてはご本人の主治医が担当することになります。
- (2) 医師が回復不可能な病態と判断しても、必要な医療処置の全てが施設内で行えないことから、施設内での看取り介護ができない場合もあります。
- (3) 看取り介護中であっても、予測できない症状が出現した場合や、治療によって症状の改善が見込める場合には、医療機関に受診することがあります。
- (4) 当施設の配置医師は嘱託医です。医師及び協力医療機関である本永病院とは必要時の連携体制を確保して対応します。
- (5) 短期入所の方の看取りの場合は、事前にご本人の主治医及び担当ケアマネージャーと連携体制について確認の上対応します。
- (6) 医師不在時の病状変化等への対応は、当施設の看護職員が配置医師又は主治医に連絡し、医師の指示に基づき行います。
- (7) 当施設の看護職員は、夜間不在です。病状の変化等への対応は、夜間緊急連絡体制(オンコール体制)に基づき、夜勤の介護職員が看護職員に連絡をとり対応する体制をとっています。
- (8) 施設内での医療処置は、必要に応じて出来得る範囲で行います。